

令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第8回総会 議事録

■日時 令和4年10月31日（月）午前10時00分～午前10時40分

■場所 WEBによるオンライン会議

■出席委員

柳会長、齋藤第一部長、宮越第二部長、荒井委員、池邊委員、奥委員、日下委員、
玄委員、小林委員、高橋委員、平林委員、廣江委員、水本委員、森川委員、保高委員、
渡邊委員

■議事内容

1 答 申

(1) 「都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業」環境影響評価調査計画書

⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、騒音・振動、地盤 水循環
共通及び廃棄物の項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきこと
を付した答申文を、全会一致で知事へ答申

(2) 「世田谷清掃工場建替事業」環境影響評価調査計画書

⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、大気汚染 騒音・振動共通、
悪臭、騒音・振動、廃棄物及び温室効果ガスの項目に係る指摘事項に留意して、調
査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

別紙

受 理 報 告 (10 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 事 後 調 査 報 告 書	西武鉄道新宿線、国分寺線及び西武園線 (東村山駅付近)連続立体交差事業(工 事の施行中その1)	令和4年9月20日
2 変 更 届	妙見島混合所新規破碎処理施設設置事 業	令和4年8月26日
	東金町一丁目西地区第一種市街地再開 発事業	令和4年9月14日
3 着 工 届 (事後調査計画書)	(仮称)新宿駅西口地区開発事業	令和4年9月12日
	東金町一丁目西地区第一種市街地再開 発事業	令和4年9月14日
	福生都市計画道路3・3・3の1号新 五日市街道線(福生市大字熊川)建設 事業	令和4年9月20日

令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第8回総会
速 記 録

令和4年10月31日（月）

Webによるオンライン会議

(午前 10 時 00 分開会)

○藤本政策調整担当部長 おはようございます。定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、「東京都環境影響評価審議会」総会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、委員の出席状況について事務局から御報告申し上げます。現在、委員 21 名のうち 16 名の御出席をいただいております。

これにより令和 4 年度第 8 回総会の開催をお願いいたします。

本日は傍聴の申し出がございますので、よろしく申し上げます。

それでは、会長、よろしく申し上げます。

○柳会長 はい、分かりました。

それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望される方がいます。なお、本会での傍聴は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web 上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入場させてください。

(傍聴人入場)

○藤本政策調整担当部長 入場しました。

○柳会長 ただいまから令和 4 年度東京都環境影響評価審議会第 8 回総会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、答申 2 件と受理報告を受けることといたします。

○柳会長 それでは、「都市高速鉄道第 8 号線豊洲～住吉間建設事業」環境影響評価調査計画書の答申に係る審議を行います。この案件は、第二部会で審議していただきましたので、その結果について、宮越第二部会長から報告を受けることといたします。

それでは、宮越第二部会長、よろしく申し上げます。

○宮越第二部会長 それでは、資料 1 を御覧ください。

はじめに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読してください。

○藤本政策調整担当部長 はい、朗読いたします。

令和 4 年 10 月 31 日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲 一 郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 宮越 昭暢

「都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業」に係る環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙でございます。

「都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業」に係る環境影響評価調査計画書について

第1 審議経過

本審議会では、令和4年8月29日に「都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【騒音・振動】

計画地周辺の道路交通騒音について、現況で昼間及び夜間の環境基準を超過している地点があることから、工事用車両の走行に伴う騒音について、特に夜間走行が想定される場合には、周辺住民に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討し、環境影響評価書案において記載すること。

【地盤、水循環 共通】

本計画路線は、過去に著しい地盤沈下が生じた地域を通過しており、掘削工事や構造物の設置に際しては地盤沈下と地下水位の変化について十分な調査が求められる。

本計画書では地盤及び地下水の調査範囲は示されているものの、具体的な地点が示されていないことから、現地の状況を適切に把握できる複数箇所の調査地点を選定し現地調査を行い、工事の施行中及び完了後における地盤の変形の範囲及び程度並びに地下水位及び流況の変化について適切な予測・評価を行うこと。

【廃棄物】

本事業では、事業区間の約 5.2 km のうちの約 4.8 km がシールド工法及び開削工法を用いたトンネル区間であり、2つの新駅の建設が予定されている。このため、大量の建設発生土等の発生が想定されることから、施工計画の工法や工程に加え、掘削対象とする地質等を十分に精査し、廃棄物等の性状ごとの発生量及び再資源化量について詳細に検討し、予測・評価を行うこと。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

以上でございます。

○宮越第二部会長 はい、ありがとうございます。

それでは、審議の経過について御報告いたします。

本調査計画書は、令和 4 年 8 月 29 日に当審議会に諮問され、第二部に付託されました。

本事業は、都市高速鉄道第 8 号線、有楽町線として、現在供用されている豊洲駅の江東区豊洲三丁目から、住吉駅の江東区住吉二丁目までの延長約 5.2km の区間に都市高速鉄道を建設する事業です。

計画路線の約 4.8km は開削及びシールドトンネルを採用しており、約 0.2km は豊洲駅改良区間としております。

対象事業の種類は「鉄道の建設」でございます。

次に答申案の内容について御説明いたします。

最初に【騒音・振動】の意見ですが、

本計画路線周辺における道路交通騒音の調査結果では、現況で昼間及び夜間の環境基準を超過している地点が複数あります。特に、夜間の基準超過地点が多く、また、工事用車両の出入りが想定されている(仮称)枝川駅及び(仮称)千石駅付近において、基準超過となっております。

ります。

そのため、工事用車両の走行に伴う騒音については、特に夜間走行が想定される場合には、今以上に沿道騒音等に影響を与えないよう、周辺住民に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討し、評価書案において記載するよう求めることといたしました。

次に【地盤、水循環 共通】の意見ですが、

本計画路線は、ゼロメートル地帯やその周辺部を含む、過去に大規模な地盤沈下が発生した地域を通過しており、シールド工事や開削工事、構造物の設置に伴い地盤沈下や地下水位の変化が懸念されます。そのため、適切な地点における水位、地盤変位の確認が必要ですが、計画書には調査範囲のみ記載されており、具体的な調査地点の記載がありません。

よって、現地状況を適切に把握できる複数箇所の調査地点を選定し、現地調査を行い、工事の施行中及び完了後における地盤の変形の範囲及び程度並びに地下水位及び流況の変化について、適切な予測・評価を行うよう求めることといたしました。

最後に【廃棄物】の意見ですが、

本事業の計画地は、シールド区間や開削区間が南北に長いことから、建設発生土を初めとした廃棄物等が大量に発生することや、計画地内の地質や地下水位などが工事区間によって大きく異なることが想定され、発生する廃棄物等の性状もその影響を受けると考えられます。また、掘削場所によっては、汚染土壌が発生することも懸念されます。

このため、環境影響評価書案の作成に向けては、計画の熟度に応じて工事区間ごとの工程をできるだけ詳細に検討し、特に再資源化の方法や量については、具体性のある予測・評価に努めるよう求めることといたしました。

以上で私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について、何か御意見等がございますでしょうか。発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして、審議会の答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

答申書を読み上げてください。

令和4年10月31日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎

「都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業」環境影響評価調査計画書の答申について

令和4年8月29日付4環総政第367号（諮問第539号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりでございます。

以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

それでは、「世田谷清掃工場建替事業」環境影響評価調査計画書の答申に係る審議を行います。

この案件は、第一部会で審議していただきましたので、その結果について、齋藤第一部会長から報告を受けることといたします。

それでは、齋藤第一部会長、よろしく願いいたします。

○齋藤第一部会長 それでは、資料2を御覧ください。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読をお願いいたします。

令和4年10月31日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 齋藤 利晃

「世田谷清掃工場建替事業」に係る環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「世田谷清掃工場建替事業」に係る環境影響評価調査計画書について

第1 審議経過

本審議会では、令和4年8月31日に「世田谷清掃工場建替事業」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【大気汚染、騒音・振動 共通】

ごみ収集車両等の走行による影響については、施設規模の増加に伴いごみ収集車両台数の増加も見込まれることから、ごみ収集地域、収集量等処理計画を詳細に検討し、関連車両台数の設定及び主要走行経路における予測・評価を行うこと。

【悪臭】

施設の稼働に伴う悪臭の予測に当たっては、本事業による悪臭防止対策をもとに類似事例等を参照する方法によるとしていることから、参照する事例等の本事業との類似性を明らかにした上で予測・評価すること。

【騒音・振動】

本事業では、施設規模及びごみ処理方式の大きな変更が計画され、設備機器の能力、配置等が既存施設と異なることが想定されることから、予測条件の設定においては設備計画等を詳細に検討し、施設の稼働に伴う騒音・振動の予測・評価を行うこと。

【廃棄物】

施設の稼働に伴う廃棄物の予測では、発生する廃棄物の種類、量、処理方式等を検討し、類似事例に基づき予測するとしているが、本事業では、施設規模及びごみ処理方式が既存施設と大きく異なる計画であることから、予測に用いる事例の本事業との類似性を明らかにした上で予測・評価すること。

【温室効果ガス】

本事業では、施設規模、ごみ処理方式が既存施設と異なる計画であることから、施設の稼働に伴うエネルギー使用量、ごみ焼却量について計画内容に合わせた設定根拠を示し、温室効果ガス排出量を予測すること。また、廃熱利用による発電では、設定した発電量のエネルギー収支を明らかにした上で温室効果ガス削減量を予測し、その妥当性を評価すること。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

説明は以上でございます。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

それでは、審議の経過について御報告いたします。

本調査計画書は、令和4年8月31日に当審議会に諮問され、第一部に付託されました。

本事業は、世田谷区大蔵一丁目に位置する世田谷区清掃工場の建替えを行うものでございます。処理能力は、既存の日量300トンから日量600トンとする計画で、最高高さについては既存と変わらず、工場棟が約31mで、煙突は約100mを計画しております。

対象事業の種類は「廃棄物処理施設の設置」でございます。

次に答申案の内容について御説明いたします。

最初に【大気汚染 騒音・振動 共通】の意見です。

本事業の処理能力は、既存施設の2倍となることから、収集されるごみが増加するとともに、ごみ収集車両等の増加が想定されます。それに伴い、関連車両が走行経路沿道等において、大気汚染及び騒音・振動に与える影響は、現況を超えると考えられます。そのため、ごみ収集地域や収集量等のごみ処理計画を詳細に検討した上で、関連車両台数の設定と主要走行経路における適切な予測・評価を行うよう求めることとしました。

次に【悪臭】の意見ですが、

施設の稼働に伴う臭気の予測では、悪臭防止対策をもとに類似事例等を参照する方法としていることから、参照する事例等の本事業との類似性を明らかにした上で、適切な予測・評価を行うよう求めることとしました。

次に【騒音・振動】の意見です。

本事業では施設規模が変わることに加え、ごみ処理方式が流動床式からストーカ式に変わることなどに伴いまして、施設内の設備仕様や配置などが既存施設から大きく変更されると想定されます。

そのため、予測条件の設定に当たっては、設備計画を詳細に検討した上で、施設の稼働に伴う騒音・振動の予測・評価を行うよう求めることとしました。

次に【廃棄物】の意見です。

施設の稼働に伴う廃棄物の予測では、発生する廃棄物の種類、量及び処理・処分方法を検討し、類似事例に基づき予測するとしていますが、施設規模や処理方式が既存施設と変わることから、予測に用いる事例と本事業との類似性を明らかにした上で、予測・評価を行うよう求めることとしました。

次に【温室効果ガス】の意見です。

本事業では施設規模や、処理方式が既存施設から変更されることから、施設の稼働に伴い排出される温室効果ガスの排出量の程度を予測するにあたり、施設で使用されるエネルギー使用量やごみ焼却量の設定根拠を明確にさせていただくとともに、排熱利用による発電を行うことから、当該の発電量を明確にさせていただくように求めることとしました。

特にエネルギー収支を明らかにして、このエネルギー利用の計画が適切であるということをしっかり示していただければと思います。

以上で私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について、何か御意見等がございますでしょうか。発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

答申書を読み上げてください。

4 東環審第 36 号

令和 4 年 10 月 31 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会 長 柳 憲一郎

「世田谷清掃工場建替事業」に係る環境影響評価調査計画書について（答申）

令和 4 年 8 月 31 日付 4 環総政第 376 号（諮問第 540 号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりでございます。

別紙につきましては、先ほど朗読いたしました案文と同じでございます。

以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することいたします。

それでは、受理関係について、事務局から報告をお願いいたします。

○藤本政策調整担当部長 はい、受理関係について御報告いたします。

お手元の資料 3 を御覧ください。

10 月の受理報告は、事後調査報告書 1 件、変更届 2 件、着工届 3 件を受理しております。

それでは、次に 12 ページから 13 ページの、9 月分受理報告に係る助言事項一覧を御覧ください。

9月の受理報告に係る助言事項に対して、事業者からの回答がありましたので、御報告をいたします。

1件目は、(仮称)日本橋一丁目中地区再開発計画事後調査報告書についてです。

助言事項は、騒音・振動について2つありました。

1つ目は、騒音・振動による仕事などへの影響を訴える苦情があること、建設工事によって深夜2時まで66 dBに及ぶ騒音が発生していることを踏まえ、今後の躯体工事等においても、環境保全のための措置を着実に実施するとともに、騒音・振動の苦情に対して真摯に対応していただきたいとの助言に対し、事業者の回答は、問い合わせ等をいただいた際には、現場工事担当者が先方に施工内容や施工時間等を説明した上で、騒音・振動の発生が小さい建設機械への変更等の対応を行うとともに、調整会議において工事関係者に情報共有を図ったこと。

今後も問い合わせ等が発生した際には早急に原因を把握し対応を行うとともに、引き続き低騒音型の建設機械の採用等適切な工事方法の検討、工事工程の平準化及び建設機械の効率化等の環境保全のための措置を実施し、騒音・振動の影響の低減に努め、必要に応じて周辺住民の方への丁寧な説明、協議・調整を行い適切な対策を行う等、真摯に対応していくとのことでした。

2つ目は、夜間工事の実施は望ましくないことを指摘する。昼間に実施可能な工程があれば、できる限り昼間に実施すること。

建設作業による騒音、振動ともに、勧告基準値を下回っていた点はよかった。ただ、振動については、予測値と事後調査での実測値の差が大き過ぎる。予測値と実測値の乖離が大きいと事後調査による検証の意味が薄れてしまうので、予測時にはできるだけ事後調査時点で想定される条件で予測するようにとの助言に対し、事業者の回答は、昼間に実施可能な工程があれば工事工程を見直す等、夜間工事は最小限にとどめるよう検討するとともに、工事について周辺住民の方には丁寧な説明を行い、低騒音・低振動工法の採用等の環境保全のための措置を実施し、影響の低減に努める。

振動の予測においては、各建設機械における振動レベルの最大値を採用するとともに、建設機械が全て同時稼働する条件として計算したことにより、予測値と実測値に乖離が生じたと考えている。

今後、予測に用いる建設機械の振動レベルについては、できるだけ事後調査時点で想定される条件で設定できるよう、情報の収集に努め、予測値と実測値の乖離が小さくなるよう努

めていくとのことでした。

2 件目は、(仮称) 日本橋一丁目中地区再開発計画変更届についてです。

助言事項は騒音・振動について2つございました。

1 つ目は、工事計画の変更に伴って工事時間帯（夜間工事の実施）、主な建設機械の台数、工事用車両台数が変更されたため、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動、及び工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動の予測の見直しが行われた。

変更後の昼間の騒音・振動はいずれの予測結果も同程度であることは了解した。ただし、夜間の予測結果から、現状の騒音・振動への寄与度は低いものの、影響がゼロではないこと、規制基準を下回っているものの、規制値との差はわずかであること、当該地域の夜間の環境基準値を大きく上回る騒音を発生していることを踏まえ、周辺環境を保全するための十分な配慮をお願いしたいとの助言に対し、事業者の回答は、夜間工事は最小限にとどめるよう検討するとともに、今後も低騒音型の建設機械の採用、低騒音工法の選択、建設機械の配置への配慮、建設機械の集中稼働を避ける工事工程の平準化及び工事用車両の集中化を避ける等、環境保全のための措置を実施し、周辺環境を保全するための十分な配慮を行い、引き続き影響の低減に努めていくとのことでした。

2 つ目は、夜間工事の実施は望ましくないことを指摘しておく。昼間に実施可能な工程があれば、できる限り昼間に実施すること。

また、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の予測値が、いくつかの地点で基準値を上回っている。現況の道路交通騒音が大きいために、工事用車両の分散化を図る等、できるだけ対応策を取るようとの助言に対し、事業者の回答は、昼間に実施可能な工程があれば工事工程を見直す等、夜間工事については最小限にとどめるよう検討するとともに、工事について周辺住民の方には丁寧な説明を行う。

また、今後も低騒音・低振動工法の採用等の環境保全のための措置を実施し、影響の低減に努めていく。

工事用車両の走行に伴う道路交通騒音については、工事用車両の分散化を図るべく、適切な車両の運行管理による工事用車両の集中化を避ける等の環境保全のための措置を実施し、騒音・振動の影響の低減に努めていくとのことでした。

なお、10 月分の受理報告に係る助言事項については、今回はございません。

報告については以上でございます。

○柳会長 ありがとうございました。

9月分の受理報告に係る助言事項での事業者回答について説明をいただきました。

この件について何か御発言ございましたらお願いいたします。

最初に廣江委員からよろしくお願ひいたします。

○廣江委員 この2件は互いにリンクしてしまっていて、御説明は、事後報告とそれから続いて変更届の御説明でしたが、順に追っていけば変更届が先に出されて、その後計画されていた事後報告が届いたということで、変更届で既に2つ目の高橋委員から厳しい、夜間は望ましくないという意見がありましたように、私も同意見で、変更届でまず夜間工事を設定しておいて、事後調査ではそのまま影響を評価した結果が報告されたということになっています。

夜間で騒音・振動に関わる規制というのが建設工事の場合は指定されていないため、参考値としてこれまでの昼間の基準等が引用されていますが、基本的に高橋委員のおっしゃるとおり、これは望ましくない計画変更ですので、まずその点を指摘させていただきたいと思ひます。

その上で、やはり昼間の工事作業に対しても周りへの日中の活動、いわゆる仕事への影響があるという苦情が出ているという報告もありますので、それを踏まえて十分な対処をしていただきたい。夜間についてはそれ以上の対応をしていただきたいというのが、私の意見です。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、この件について事務局で事業者に指導していただければと思いますが、何かございますでしょうか。

○藤本政策調整担当部長 はい、事業者にはしっかりとその旨伝えていきたいと思っております。

○柳会長 はい。

それでは齋藤第一部長、どうぞ。

○齋藤第一部長 今のところ大きな点は解消されたのですが、一応確認しておきたいのは、アセスの段階では、ここまではこういう状況になることは想定されなかったという理解でよろしいでしょうか。

○藤本政策調整担当部長 当初は想定はしていなかったということです。

○齋藤第一部長 そうすると、先ほど指摘があったように、本来は変更届を先に出してもらって、それによって再アセスをするかどうかということを確認して進められるべきであったという理解でよろしいでしょうか。

○事務局 すみません。今話があったように、再アセスではないのですが、アセスの当初では夜間工事は基本はやらないという予定でしたが、作業の性質上どうしても夜間もやらなければ間に合わないということになりましたので、再アセスではなく、変更届を出して、そして、予測の見直しを確認した上で、事後調査をやっていくという流れになります。

○齋藤第一部長 ですから、そのプロセスが、今回うまく機能していなかったという理解でよろしいですか。要するに夜間の予測をやり直すということですね。

○事務局 ただ、夜間について今先生からお話があった基準が夜間にないということですので、そこは見直しの数値自体適応がないというところですね。

○齋藤第一部長 そうすると、制度においては、そういう途中で計画変更によって夜間工事をするといったときに、何もこちらでできることはないという理解ですか。

○事務局 すみません。今ちょっと訂正があります。夜間にも勧告基準はあります。

○齋藤第一部長 そちら辺の流れが本来あるべき姿かどうかというのがちょっと、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

ここではちょっと、私の理解も混乱しているのでまた後ほどさせていただきたいと思います。

もう1点、騒音・振動の発生が小さい建設機械への変更等の対応を行うとともに書いてあって、本来そういう措置を取ればはずだということですね。そこがこのアセスの中で対応できないとすると、何か仕組みを少し考えていただく必要があるのかなというふうに感じました。最後はコメントです。

○柳会長 他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、受理報告関係についてはこれで終わりたいと思います。

その他に何かございますでしょうか。

特にないようですので、これをもちまして本日の審議会を終わりたいと思います。

皆様、どうもありがとうございました。

○柳会長 それでは、傍聴人の方は、「退出ボタン」を押して退出をお願いいたします。

(傍聴人退場)

(午前10時40分閉会)